

足立区防犯まちづくり推進地区認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区内における犯罪を抑止し、治安を向上させることを目的として今後推進すべき対策をまとめた「ビューティフル・ウィンドウズ運動推進アクションプログラム」の犯罪に強いまちづくりの推進における防犯まちづくり推進地区（以下「推進地区」という。）の取組について、認定の手續、認定基準、認定委員会の設置等を定め、制度の適切な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯まちづくり 区民、事業者、区等の協力のもと、犯罪の起こりにくい環境の形成、さらには交通安全、福祉、教育など他分野との連携により、安全で安心できる快適な地域づくりをめざす一連の取組をいう。

(2) 防犯専門アドバイザー 足立区防犯専門アドバイザー設置要綱（22足総危発第77号 平成22年4月20日付危機管理室長決定）に定める防犯専門アドバイザー

(3) 防犯まちづくり推進アドバイザー 足立区防犯まちづくり推進アドバイザー設置要綱（28足都ま発第1971号 平成29年3月30日 都市建設部長決定）に定める防犯まちづくり推進アドバイザー

(認定委員会)

第3条 区長は、第5条、第8条第2項及び第9条第1項に規定する審査等を行わせるため、認定委員会を設置する。

2 認定委員会は、別表1に掲げる者によって構成された組織をいう。

3 認定委員会は、審査等に際し、防犯専門アドバイザー、防犯まちづくり推進アドバイザー、学識経験者、警察署等の意見を求めることができる。この場合において、警察署等の意見を求める場合の依頼先は、別表2に掲げる者とする。

4 認定委員会の会長（以下「会長」という。）は、都市建設部市街地整備室長とする。

5 会長は、審査等の結果を区長に、報告する。

(申請)

第4条 次の各号のいずれかに掲げる者は、推進地区の認定の申請を行うことができる。

(1) 町会又は自治会の代表者

(2) その他区長が特に認めた者

2 前項の申請は、認定申請書（様式第1号）を区長に提出することにより行う。

(審査)

第5条 区長は、前条による申請があった場合は、第3条に規定する認定委員会の審査に付さなければならない。

(認定)

第6条 区長は、第3条に規定する認定委員会の審査結果を受け、申請の内容が別表3の基準に掲げる条件を満たしている場合は認定し、前条第1項の申請をしたもの（以下「申請者」という。）に、認定書（様式第2号）を交付するものとする。

2 推進地区としての認定期間は、認定書の交付日から起算して4年を経過する日以後の最初の3月31日までとする。

(活動内容の確認及び報告)

第7条 区長は、認定を受けた申請者に対して、毎年1回活動内容の確認を行うことができる。

2 申請者は、認定期間が満了する日までに、防犯まちづくりの活動の内容について5年ごとに報告書（様式第3号）を区長に提出しなければならない。

(更新)

第8条 申請者は、認定の更新を希望する場合は、認定期間が満了する日までに、更新申請書（様式第4号）を提出することにより、区長に更新の申請をすることができる。

2 区長は、前項による申請があった場合は、第3条に規定する認定委員会の審査に付さなければならない。

3 区長は、第3条に規定する認定委員会の審査結果を受け、申請の内容が、別表3の基準に掲げる条件を満たしている場合は、更新を決定し、認定更新書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

4 更新の認定期間は、5年間とする。

(認定内容の取消し、取止め)

第9条 区長は、別表3の基準を満たしていないと判断した場合は、認定委員会に付し、認定を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定に基づき認定を取り消した場合は、取消し通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、推進地区として、防犯まちづくりの活動の継続が困難な場合は、取止め届（第7号様式）を区長に提出することができる。

4 区長は、前項の規定に基づき取止め届が申請者から提出された場合は、認定を取り消し、取消し通知書により申請者に通知するものとする。

(感謝状の贈呈)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するものに、ビューティフル・パートナー感謝状贈呈式要綱に基づき感謝状を贈呈することができる。

(1) 第6条第1項の規定により、認定を受けたもののうち、区長が特に認めたもの

(2) 第8条第3項に基づき認定委員会により更新を認められた申請者

2 受賞者の決定は、区長が行う。

3 感謝状の贈呈は、年1回、区長が行う。

(活動内容の公表)

第11条 区長は、防犯まちづくりの活動内容について、情報を公表することができる。

(事務局等)

第12条 認定委員会の事務局は、都市建設部市街地整備室長付まちづくり課に置く。

2 区長は、推進地区の取組を進めるに当たり、防犯専門アドバイザー又は防犯まちづくり推進アドバイザーに助言を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則 (26足都企発第664号 平成26年7月3日 都市建設部長決定)

この要綱は、平成26年7月8日から施行する。

付 則 (28足都ま発第1972号 平成29年3月30日 都市建設部長決定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (29足都ま発第1493号 平成30年1月22日 都市建設部長決定)

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

付 則 (30足都ま発第336号 平成30年5月25日 都市建設部長決定)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

付 則 (31足都ま発第182号 平成31年4月23日 都市建設部長決定)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則 (31足都ま発第1304号 令和元年9月27日 都市建設部市街地整備室長決定)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 第8条第4項の規定にかかわらず、認定期間の満了する日が令和元年5月22日以前のものに係る最初の更新の認定期間は、当該更新に係る認定更新書の交付日から起算して4年を経過する日以後の最初の3月31日までとする。
- 3 改正後の足立区防犯まちづくり推進地区認定要綱第10条の規定は、令和元年10月26日以後に、認定期間が満了するものについては適用し、同年10月25日以前に認定期間が満了するものについては、なお従前の例による。

別表1（第3条関係）

認定委員会名簿

【認定委員】

1	危機管理部長
2	地域のちから推進部長
3	都市建設部長
4	都市建設部市街地整備室長
5	都市建設部建築室長

別表2（第3条関係）

【警察署等】

1	申請地を所轄する警察署長
---	--------------

別表3 (第6条関係)

足立区防犯まちづくり推進地区における基準					
認定基準の項目	1 「まちの防犯診断」(担当:危機管理部危機管理課)を実施済みの地域であること			必須	
	2 ①申請者が加入している町会・自治会について防犯専門アドバイザー又は防犯まちづくり推進アドバイザーと意見交換会を実施できること ②申請者が加入している町会・自治会において作成した防犯まちづくり憲章に対して防犯専門アドバイザー又は防犯まちづくり推進アドバイザーの助言を受けていること			①、②いずれか1つ以上必須	
	3 地域の課題に対して、下記の取組(AからDまで)を実施することについて、地域の了解が得られていること				
	A 住民団体		町会・自治会への加入、住民団体の設立		必須
	B ソフトの防犯活動	区分 1 ① 直接的な防犯活動	地区内の自主パトロール		いずれか1つ以上
			登下校や小学校等の行事に合わせ子どもの見守り		
			違反広告物除去活動に伴うパトロール		
			独自の活動		
	区分 2 ② 間接的な防犯活動	各戸での花壇・フラワーポットなどの配置		いずれか1つ以上	
		向こう三軒両隣の門掃き			
門灯、玄関灯の夜間点灯(照明の点灯運動等)					
独自の活動					
C ハードの防犯(又はそれに向けた活動) ③ 防犯性の高い環境整備	警察との協議に基づく防犯カメラの設置		いずれか2つ以上		
	外構のブロック塀解消				
	住民が管理する道路・公園の植栽帯や花壇の設置				
	道路・公園の住民による美化活動(清掃・花植え等)				
	地域内に存する空き家マップ作成と監視				
	暗がり診断を踏まえた防犯灯の設置				
D 防犯まちづくり憲章	独自の活動		必須		
	上記AからCまでの活動実施について明文化し、地域住民全員で共有する。				